

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【公開番号】特開2008-243363(P2008-243363A)

【公開日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2008-040

【出願番号】特願2008-96708(P2008-96708)

【国際特許分類】

G 11 B 20/10 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

H 04 N 5/91 (2006.01)

【F I】

G 11 B 20/10 H

G 11 B 20/10 3 0 1 Z

G 06 F 12/14 5 4 0 A

G 06 F 12/14 5 5 0 A

H 04 N 5/91 P

H 04 N 5/91 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月29日(2008.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スクランブルされたディジタル放送信号を受信して記録媒体に記録再生するディジタル放送信号受信装置において、

前記ディジタル放送信号には、前記ディジタル放送信号を記録媒体に記録することを許すか否かを示すコピー制御情報を含み、

前記ディジタル放送信号を受信する受信手段と、

受信したディジタル放送信号のスクランブルを解除するデスクランブル手段と、

スクランブルを解除した前記ディジタル放送信号を記録媒体に記録再生する記録再生手段と、

スクランブルを解除した前記ディジタル放送信号から、前記コピー制御情報を検出する制御情報検出手段と、

前記制御情報検出手段での検出結果に基づき前記記録再生手段の記録再生動作を制御する記録再生制御手段とを備え、

前記記録再生制御手段は、前記コピー制御情報が一世代のみ記録を許すことを示すものであるディジタル放送信号の記録再生において、前記スクランブルを解除したディジタル放送信号を記録再生装置に固有の暗号化を行って記録して、他の装置では再生できないようになると共に、前記ディジタル放送信号の再生時の出力においては、再生した上記ディジタル放送信号に前記コピー制御情報と同一の一世代のみ記録を許すことを示す情報を附加して出力する第一の状態と、再生した前記ディジタル放送信号にコピーが禁止されることを示す情報を附加して出力する第二の状態とを有することを特徴とするディジタル放送信号受信装置。

【請求項2】

前記記録再生制御手段は、前記ディジタル放送信号を再生して出力するときに、記録後所定期間内に限って前記第一の状態で出力することを特徴とする請求項1に記載のディジタル放送信号受信装置。

#### 【請求項3】

スクランブルされたディジタル放送信号を受信して記録媒体に記録再生するディジタル放送信号受信方法において、

前記ディジタル放送信号には、前記ディジタル放送信号を記録媒体に記録することを許すか否かを示すコピー制御情報を含み、

前記ディジタル放送信号を受信し、

受信したディジタル放送信号のスクランブルを解除し、

前記コピー制御情報が一世代のみ記録を許すことを示すものであるスクランブルを解除した前記ディジタル放送信号を受信装置に固有の暗号化を行って記録して他の装置では再生できないようにし、

前記ディジタル放送信号の再生時の出力においては、再生した前記ディジタル放送信号に前記コピー制御情報と同一の一世代のみ記録を許すことを示す情報を附加して出力する第一の状態と、再生した前記ディジタル放送信号にコピーが禁止であることを示す情報を附加して出力する第二の状態とを有することを特徴とするディジタル放送信号受信方法。

#### 【請求項4】

前記ディジタル放送信号を再生して出力するときに、記録後所定期間内に限って前記第一の状態で出力することを特徴とする請求項3に記載のディジタル放送信号受信方法。

#### 【請求項5】

ディジタル放送信号をスクランブルして送信し、送信された前記ディジタル放送信号を受信して記録媒体に記録再生するディジタル放送信号送受信方法において、

ディジタル放送信号をスクランブルし、

前記ディジタル放送信号を記録媒体に記録することを許すか否かを示すコピー制御情報と共に送信し、

前記ディジタル放送信号を受信し、

受信したディジタル放送信号のスクランブルを解除し、

前記コピー制御情報が一世代のみ記録を許すことを示すものであるスクランブルを解除した前記ディジタル放送信号を受信装置に固有の暗号化を行って記録して他の装置では再生できないようにし、

前記ディジタル放送信号の再生時の出力においては、再生した前記ディジタル放送信号に前記コピー制御情報と同一の一世代のみ記録を許すことを示す情報を附加して出力する第一の状態と、再生した前記ディジタル放送信号にコピーが禁止であることを示す情報を附加して出力する第二の状態を有することを特徴とするディジタル放送信号送受信方法。

#### 【請求項6】

ディジタル放送信号をスクランブルして送信するディジタル放送信号送信方法において、

ディジタル放送信号をスクランブルし、

前記ディジタル放送信号を記録媒体に記録することを許すか否かを示すコピー制御情報と共に送信し、

前記コピー制御情報は、送信された前記ディジタル放送信号の受信時に、前記コピー制御情報が一世代のみ記録を許すことを示すものであるときにはスクランブルを解除した前記ディジタル放送信号を受信装置に固有の暗号化を行って記録して他の装置では再生できないようにし、前記ディジタル放送信号の再生時の出力においては、再生した前記ディジタル放送信号に前記コピー制御情報と同一の一世代のみ記録を許すことを示す情報を附加して出力する第一の状態と、再生した前記ディジタル放送信号にコピーが禁止であることを示す情報を附加して出力する第二の状態とを有することを示す情報であることを特徴とするディジタル放送信号送信方法。